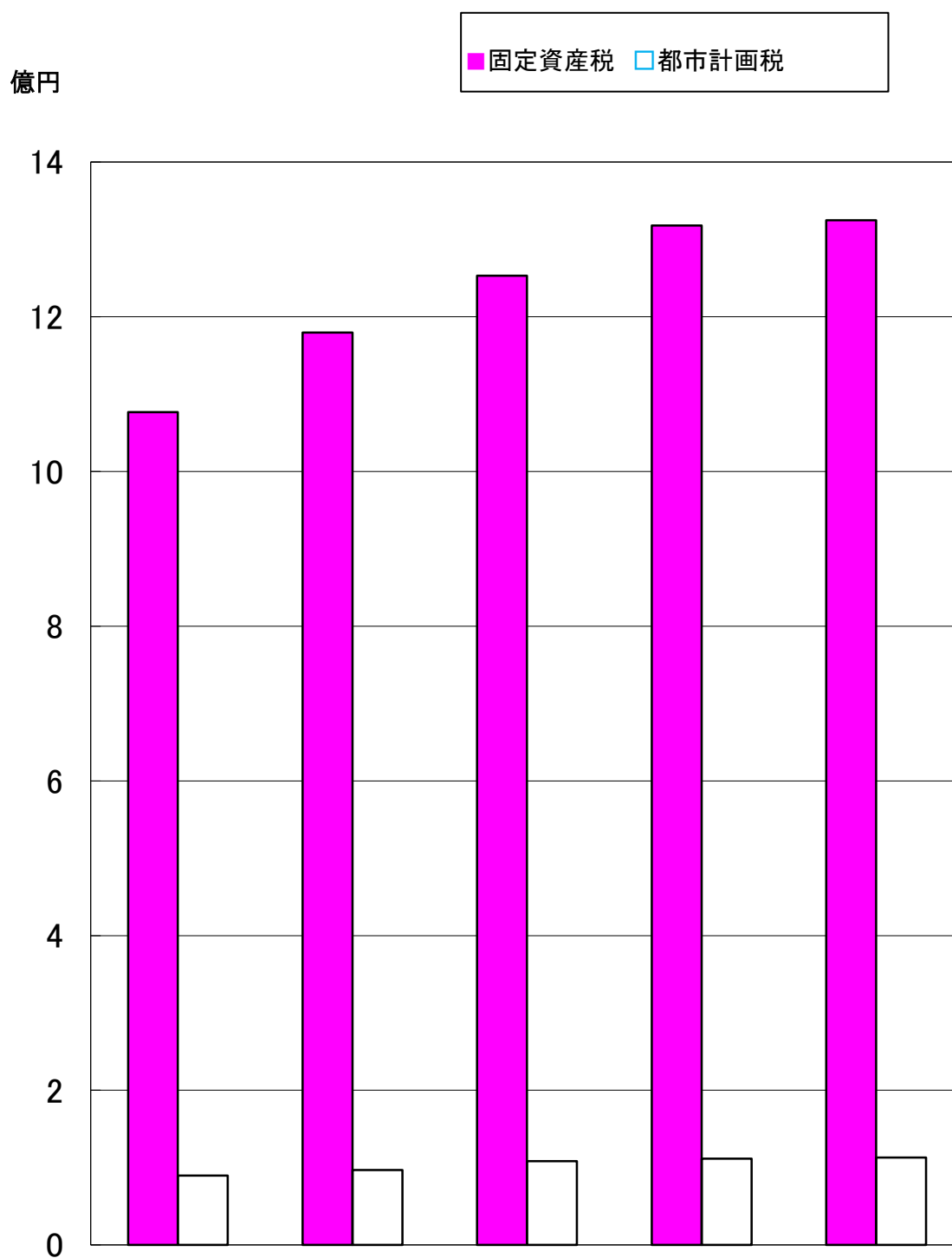


(2) 固定資産税・都市計画税



	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
固定資産税 決 算 額	1,076,875	1,179,478	1,253,217	1,318,018	1,325,011
都市計画税 決 算 額	89,592	96,909	108,340	111,599	113,044

(単位：千円)

1. 固定資産税のあらまし

固定資産税は、毎年1月1日（賦課期日）現在、町内に土地、家屋、償却資産を所有している人が納める税金です。

1. 納税義務者

固定資産税を納める人は、原則として、固定資産の所有者で固定資産課税台帳に登録されている人です。

具体的には次のとおりです。

- (1)土地：土地登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている人
- (2)家屋：家屋登記簿又は家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている人
- (3)償却資産：償却資産課税台帳に所有者として登録されている人

ただし、所有者として登記（登録）されている人が賦課期日前に死亡している場合や農地法により国が買収した農地、土地区画整理事業による仮換地等については、その土地、家屋を現に所有している人が納税義務者になります。

2. 課税客体

土地、家屋及び償却資産が固定資産税の対象となります。

- (1)土地：田、畑、宅地、塩田、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野、雑種地その他の土地
- (2)家屋：住家、店舗、工場、倉庫その他の建物など、屋根及び周壁によって外界から遮断された一定の空間を持つ土地に定着した建造物
- (3)償却資産：土地及び家屋以外の事業に用いることができる機械、器具、備品等の資産（鉱業権、漁業権などの無形減価償却資産は除く。）で、その減価償却額が法人税法等の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもの

3. 固定資産の価格

固定資産の評価は、総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づいて行われ、町長がその価格を決定し、その価格をもとに課税標準額を算定します。

(1)土地及び家屋の価格

土地と家屋については、原則として基準年度（3年ごと）に評価替えを行い、賦課期日現在の価格を固定資産課税台帳に登録します。第二年度及び第三年度は、新たな評価替えを行わず、基準年度の価格をそのまま据え置きます。

なお、土地の価格については、第二年度及び第三年度において地価の下落があり、価格を据え置くことが適当でないときは、簡易な方法により価格の修正を行います。

(2)償却資産の価格

1月1日現在の償却資産の状況について、その所有者からの申告に基づき、毎年評価し、その価格を決定して償却資産課税台帳に登録します。

4. 税額

課税標準額×税率＝固定資産税額となります。

(1) 課税標準額

原則として、固定資産課税台帳に登録された価格が課税標準額となります。しかし、住宅用地のように課税標準の特例措置が適用される場合や土地について税負担の調整措置が適用される場合は、課税標準額は価格よりも低く算定されます。

ア. 土地：前年度課税標準額×負担水準による負担調整率

負担水準とは、その年度の評価額に対する前年度課税標準額の占める割合で、これにより負担調整率が決定します。小規模住宅用地、その他の住宅用地については、評価額にそれぞれの特例率（小規模住宅用地 1/6・その他の住宅用地 1/3）を乗じて算出します。

イ. 家屋：再建築価格×経年減点補正率

評価の対象となった家屋と同一のものを評価の時点においてその場所に新築するものとした場合に必要とされる建築費（再建築価格）を求め、家屋の建築後の年数の経過によって生ずる損耗の状況による減価率（経年減点補正率）を乗じて算出します。

在来分家屋の評価額は、基準年度ごとに、新築家屋の評価と同様に求めますが、その評価額が前年度の評価額を超える場合は、通常、前年度の評価額に据え置かれます。

ウ. 償却資産：取得価額×（1－減価率）

取得価額を基礎として、取得後の経過年数に応ずる価値の減少（減価）を考慮して評価され、定率法によって減価償却した残存価格が課税標準額となります。

(2) 税率

固定資産税の税率は、町の条例で 100 分の 1.4 としています。

市町村が税率を定める場合に、通常よるべきものとされている税率は、100 分の 1.4（標準税率）です。しかし、市町村で財政上特に必要があるときは、標準税率とは異なる税率を定めることができます。

(3) 免税点

町の区域内に同一人が所有する土地、家屋、償却資産のそれぞれの課税標準額が次の金額に満たない場合には、固定資産税は課税されません。

ア. 土 地： 30 万円

イ. 家 屋： 20 万円

ウ. 償却資産： 150 万円

2. 都市計画税のあらまし

都市計画税は、道路、公園、上下水道などを整備する都市計画事業又は土地区画整理事業を行う市町村において、その事業にあてるために、目的税として課税されるものです。

1. 課税客体

都市計画法による都市計画区域のうち、原則として市街化区域内に所在する土地及び家屋が都市計画税の対象となります。

2. 納税義務者

都市計画税を納める人は、課税の対象となる土地及び家屋の所有者です。

3. 価格及び課税標準額

土地、家屋とも固定資産税と同様の方法で求めます。ただし、住宅用地に係る課税標準の特例率については、小規模住宅用地で $1/3$ 、その他の住宅用地で $2/3$ となります。

固定資産税について免税点未満のものは、都市計画税はかかりません。

4. 税率及び税額

税率は、100 分の 0.3 を上限として市町村の条例で定めることとされており、当町では、100 分の 0.2 としています。

課税標準額×税率＝都市計画税額となります。

5. 納税の方法

固定資産税とあわせて納めることになっています。

※ 宅地の税負担の調整措置について

税負担の調整措置は、地域や土地ごとにばらつきのある負担水準（評価額に対する前年度課税標準額の割合）をできるだけ早く均衡化させるために平成 9 年度から講じられているもので、負担水準の高い土地は税負担を引き下げまたは据え置き、負担水準の低い土地はなだらかに税負担を上昇させることによってばらつきの幅を狭めていく仕組みです。

負担水準の均衡化・適正化にこれまで取り組んできた結果、負担水準の均衡化はある程度図られましたが、依然として地域や土地ごとにばらつきが残っているため、平成 21 年度に創設された条例減額制度により、負担水準の均衡化を一層促進する措置がいまも講じられているところです。

1. 土地に係る固定資産税の負担調整措置

(1) 宅地等

① 商業地等

ア 負担水準が 70%を超える土地については、当該年度の評価額の 70%を課税標準額とします。

イ 負担水準が 60%以上 70%以下の土地については、前年度課税標準額に据え置きます。

ウ 負担水準が 60%未満の土地については、前年度課税標準額に当該年度の評価額の 5%を加えた額を課税標準額とします。

ただし、当該額が、評価額の 60%を上回る場合には 60%相当額とし、評価額の 20%を下回る場合には 20%相当額とします。

② 住宅用地

ア 当該年度の評価額に 1/6（※200 ㎡以下の小規模住宅用地）又は 1/3（※200 ㎡を超える一般住宅用地）を乗じた額を課税標準額とします。

イ 本来の課税標準額が以下の額を超える場合には、以下の額が当該年度の課税標準額となります。

$$\text{前年度の課税標準額} + \text{本来の課税標準額} \times 5\%$$

ただし、上記により計算した額が、本来の課税標準額の 20%を下回る場合には 20%相当額とします。

※住宅用地特例については、前年度から変更ありません。

（２） 農地（一般農地及び一般市街化区域農地）

前年度課税標準額に負担水準の区分に応じて一定の調整率を乗じる現行の負担調整措置を継続しています。（一般市街化区域農地に関する特例率（1/3）も継続されています。）

2. 都市計画税の税負担の調整措置

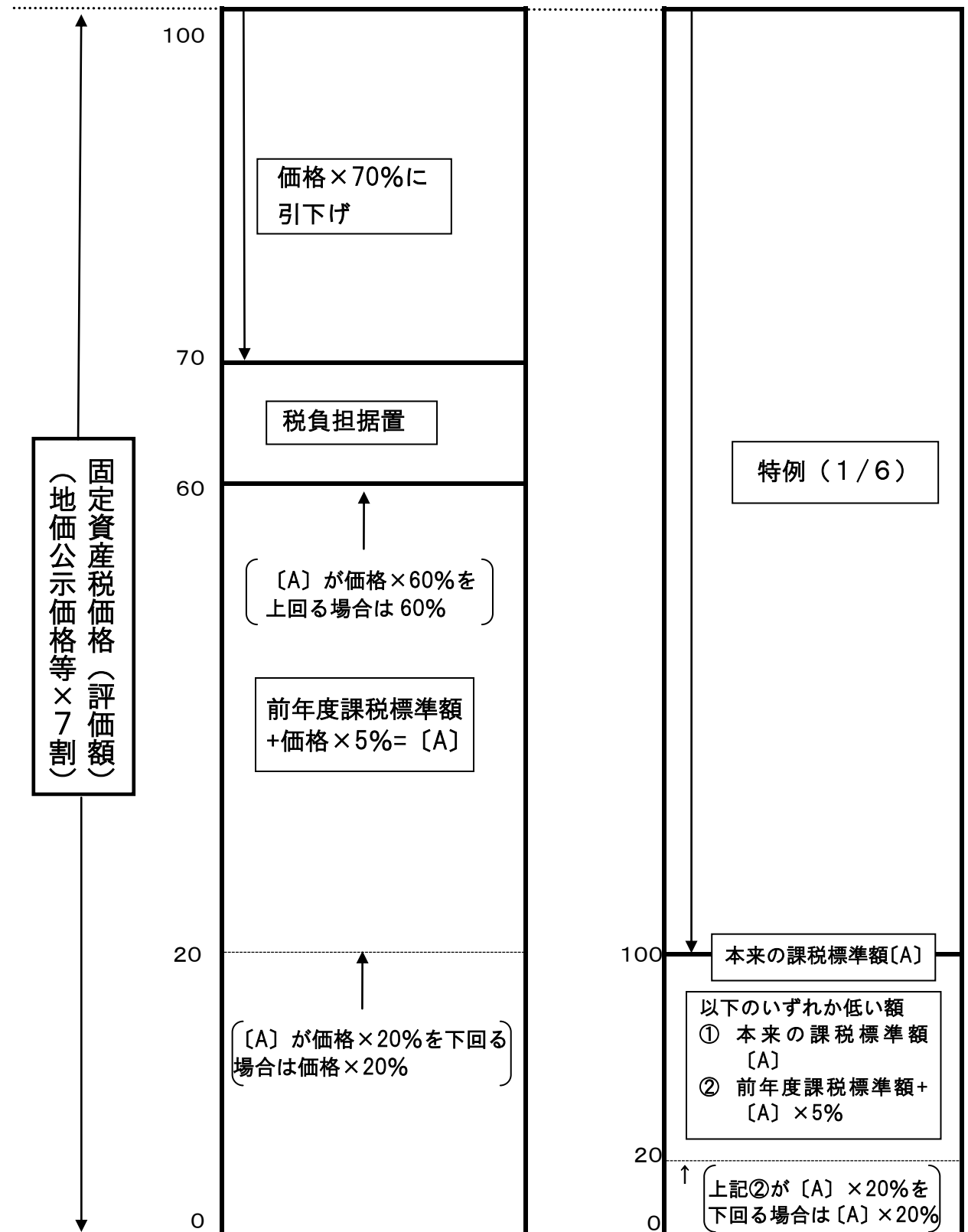
都市計画税の課税標準額も、固定資産税の負担調整措置と同様の方法により求めます。

負担水準

(%)

商業地等の宅地

小規模住宅用地



3. 納税義務者数（現年課税分）の推移

年 度 区 分	26		27		28		29		30	
	人数(人)	前年比(%)	人数(人)	前年比(%)	人数(人)	前年比(%)	人数(人)	前年比(%)	人数(人)	前年比(%)
固 定 資 産 税	8,920	101	8,939	100	8,988	101	8,998	100	8,993	100
都 市 計 画 税	6,691	100	6,696	100	6,686	100	6,689	100	6,685	100

資料：当初賦課実績

4. 土地の筆数及び家屋棟数（免税点以上）の推移

年 度 区 分	26		27		28		29		30	
	筆棟数	前年比(%)	筆棟数	前年比(%)	筆棟数	前年比(%)	筆棟数	前年比(%)	筆棟数	前年比(%)
土 地（筆）	25,256	100	25,004	99	25,079	100	25,173	100	25,227	100
家 屋（棟）	7,868	100	7,900	100	7,924	100	7,953	100	7,978	100

資料：各年度 概要調書第2表、第22表(法定免税点以上のもの)

5. 調定額（現年課税分・免税点以上）・収入済額の推移

（単位：千円・％）

年 度 区 分		25				26				27			
		調 定 額	収 入 額	調 定 額 前 年 比	収 入 額 前 年 比	調 定 額	収 入 額	調 定 額 前 年 比	収 入 額 前 年 比	調 定 額	収 入 額	調 定 額 前 年 比	収 入 額 前 年 比
固定資産税	土 地	277,327	271,545	98.2	98.4	293,071	286,818	105.7	105.6	379,455	370,725	129.5	129.3
	家 屋	448,262	438,917	91.6	91.8	485,826	475,459	108.4	108.3	471,403	460,557	97.0	96.9
	小 計	725,589	710,462	94.0	94.2	778,897	762,277	107.3	107.3	850,858	831,282	109.2	109.1
	償却資産	350,155	350,155	101.1	101.1	397,152	397,152	113.4	113.4	403,540	403,540	101.6	101.6
	合 計	1,075,744	1,060,617	96.2	96.4	1,176,049	1,159,429	109.3	109.3	1,254,398	1,234,822	106.7	106.5
都市計画税	土 地	41,617	41,032	98.5	98.7	43,909	43,288	105.5	105.5	57,038	56,147	129.9	129.7
	家 屋	48,250	47,571	91.0	91.2	53,063	52,313	110.0	110.0	51,854	51,045	97.7	97.6
	合 計	89,867	88,603	94.4	94.6	96,972	95,601	107.9	107.9	108,892	107,192	112.3	112.1

年 度 区 分		28				29				30			
		調 定 額	収 入 額	調 定 額 前 年 比	収 入 額 前 年 比	調 定 額	収 入 額	調 定 額 前 年 比	収 入 額 前 年 比	調 定 額	収 入 額	調 定 額 前 年 比	収 入 額 前 年 比
固定資産税	土 地	380,416	373,252	100.3	100.7	383,015	376,729	100.7	100.9	385,695		100.7	
	家 屋	494,698	485,382	104.9	105.4	506,859	498,539	102.5	102.7	489,222		96.5	
	小 計	875,114	858,634	102.9	103.3	889,874	875,268	101.7	101.9	874,917		98.3	
	償却資産	438,477	438,477	108.7	108.7	430,414	430,414	98.2	98.2	437,530		101.7	
	合 計	1,313,591	1,297,111	104.7	105.0	1,320,288	1,305,682	100.5	100.7	1,312,447		99.4	
都市計画税	土 地	56,873	56,159	99.7	100.0	56,953	56,322	100.1	100.3	57,181		100.4	
	家 屋	54,729	54,043	105.5	105.9	56,093	55,473	102.5	102.6	54,242		96.7	
	合 計	111,602	110,202	102.5	102.8	113,046	111,795	101.3	101.4	111,423		98.6	

資料：決算統計（平成25年度～平成29年度）、当初賦課実績（平成30年度）

6. 土地の概要に関する調

■ 納税義務者数に関する調

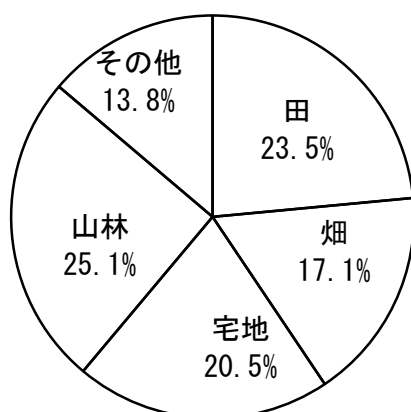
区 分 個人 法人の別	総 数 (人)	法 定 免 税 点 未 満 の も の (人)	法 定 免 税 点 以 上 の も の (人)
個 人	7,869	1,627	6,242
法 人	384	105	279
計	8,253	1,732	6,521

資料：平成30年度概要調書第1表

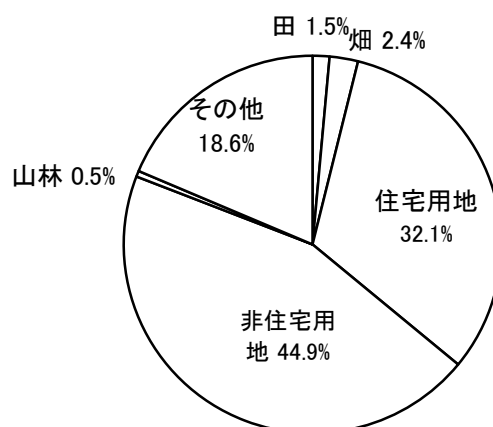
■ 価格等に関する調

区 分 地 目		地 積			
		非課税地積 (㎡) (ア)	評価総地積 (㎡) (イ)	法定免税点 未満のもの (㎡) (ウ)	法定免税点 以上のもの (イ)－(ウ) (㎡) (エ)
田	一 般 田	26,107	3,324,063	276,789	3,047,274
	市 街 化 区 域 田	191	24,721	19	24,702
畑	一 般 畑	8,383	2,282,619	234,066	2,048,553
	市 街 化 区 域 畑	2,148	153,724	151	153,573
宅 地	小規模住宅用地		1,337,372	41,839	1,295,533
	一 般 住 宅 用 地		662,750	1,421	661,329
	商 業 地 等		930,030	262	929,768
	計	141,986	2,930,152	43,522	2,886,630
塩 田					
鉱 泉 地					
池 沼		68,220			
山 林	一 般 山 林	127,836	3,314,791	408,003	2,906,788
	介 在 山 林	1,212	260,646	27,149	233,497
牧 場					
原 野		36,686	415,841	112,555	303,286
雑 種 地	ゴルフ場の用地				
	遊園地等の用地				
	鉄 軌 道 用 地		326,111	7	326,104
	その他の雑種地	272,418	1,225,307	78,656	1,146,651
	計	272,418	1,551,418	78,663	1,472,755
そ の 他		4,066,838			
合 計		4,752,025	14,257,975	1,180,917	13,077,058

地積による地目別構成比



課税標準額による地目別構成比
(法定免税点以上のもの)



決 定 価 格				筆 数				単位当り価格	
総 額 (千 円) (オ)	法定免税点 未満のもの (千 円) (カ)	法定免税点 以上のもの (オ)-(カ) (千円) (キ)	(キ)に係る 課税標準額 (千 円) (ク)	非 課 税 筆 数 (筆) (ケ)	評価総筆数 (筆) (コ)	法定免税点 未満のもの (筆) (サ)	法定免税点 以上のもの (コ)-(サ) (筆) (シ)	平均価格 (オ) / (イ) (円/㎡) (ス)	最高価格 (円/㎡) (セ)
348,091	28,930	319,161	319,161	87	4,007	451	3,556	105	113
242,032	289	241,743	80,581	1	58	1	57	9,791	27,348
137,595	14,076	123,519	123,519	22	2,659	344	2,315	60	61
1,785,692	1,303	1,784,389	546,780	2	364	4	360	11,616	34,800
35,916,802	409,720	35,507,082	5,917,654		7,489	430	7,059	26,856	61,956
8,753,694	12,508	8,741,186	2,913,430		3,927	50	3,877	13,208	61,881
18,237,626	2,843	18,234,783	12,360,100		1,417	18	1,399	19,610	68,432
62,908,122	425,071	62,483,051	21,191,184	184	12,833	498	12,335	21,469	68,432
				18					
160,805	19,371	141,434	141,434	117	2,760	582	2,178	49	51
12,094	1,260	10,834	10,834	3	349	49	300	46	46
18,713	5,065	13,648	13,648	110	1,597	404	1,193	45	45
1,067,334	17	1,067,317	648,617		1,257	2	1,255	3,273	3,793
6,595,354	43,860	6,551,494	4,473,898	874	2,298	620	1,678	5,383	60,667
7,662,688	43,877	7,618,811	5,122,515	874	3,555	622	2,933	4,939	60,667
				7,896					
73,275,832	539,242	72,736,590	27,549,656	9,314	28,182	2,955	25,227	5,139	

資料：平成30年度概要調書第2表

7. 宅地に関する調（法定免税点以上）

区 分 地区別		地 積	決定価格	課税標準額	単位当り価格		最高価格地
		(㎡) (ア)	(千円) (イ)	(千円) (ウ)	平均価格 (イ) / (ア) (円/㎡)	最高価格 (円/㎡)	の所在地
商業地区	繁 華 街						
	高度商業地区						
	普通商業地区	184,183	6,202,322	3,694,815	33,675	68,432	中央台2丁目
	計	184,183	6,202,322	3,694,815	33,675	68,432	
住宅地区	併用住宅地区						
	高級住宅地区						
	普通住宅地区	1,590,686	46,607,321	13,119,738	29,300	54,058	中央台1丁目
	計	1,590,686	46,607,321	13,119,738	29,300	54,058	
工業地区	大工業地区						
	中小工業地区						
	家内工業地区						
	計	0	0	0	0	0	
村落地区	集 団 地 区						
	村 落 地 区	1,101,867	9,638,332	4,354,826	8,747	17,700	上本佐倉 外宿
	計	1,101,867	9,638,332	4,354,826	8,747	17,700	
観 光 地 区							
農業用施設の用に供する宅地		9,894	35,076	21,805	3,545	4,203	柏木 谷津下
生産緑地地区内の宅地							
合 計		2,886,630	62,483,051	21,191,184	21,646		

資料：平成30年度概要調書第4表

8. 家屋の概要に関する調

区 分		総 数	法定免税点 未満のもの	法定免税点 以上のもの	実際免税点の額 200,000円
納 税 義 務 者(人)		7,219	167	7,052	
棟 数 (棟)	木 造	6,416	224	6,192	
	非 木 造	1,800	14	1,786	
	計	8,216	238	7,978	
床 面 積 (㎡)	木 造	671,288	8,282	663,006	
	非 木 造	496,294	360	495,934	
	計	1,167,582	8,642	1,158,940	
決 定 価 格 (千円)	木 造	15,457,275	12,319	15,444,956	
	非 木 造	20,259,113	1,382	20,257,731	
	計	35,716,388	13,701	35,702,687	
単位当り価格 (円)	木 造	23,026	1,487	23,295	
	非 木 造	40,821	3,839	40,848	
	計	30,590	1,585	30,806	

資料：平成30年度概要調書第21表、22表

9. 家屋の増減状況（現年課税分）の推移

年度	増 減	新 増 築			減 少		
	項 目	木 造	非 木 造	計	木 造	非 木 造	計
26	棟数（棟）	63	33	96	68	12	80
	面積（㎡）	7,408	27,401	34,809	5,124	1,039	6,163
	㎡当り単価（円）	62,337	80,389	76,547	11,362	43,411	16,765
	決定価格（千円）	461,791	2,202,726	2,664,517	58,218	45,104	103,322
27	棟数（棟）	68	16	84	60	15	75
	面積（㎡）	8,380	4,044	12,424	3,936	1,941	5,877
	㎡当り単価（円）	69,596	58,235	65,898	12,239	11,698	12,060
	決定価格（千円）	583,216	235,501	818,717	48,172	22,706	70,878
28	棟数（棟）	51	9	60	56	8	64
	面積（㎡）	7,291	1,029	8,320	3,870	719	4,589
	㎡当り単価（円）	70,178	78,772	71,241	15,335	49,680	20,716
	決定価格（千円）	511,671	81,056	592,727	59,345	35,720	95,065
29	棟数（棟）	58	10	68	64	8	72
	面積（㎡）	6,922	2,572	9,494	4,333	3,890	8,223
	㎡当り単価（円）	67,408	71,978	68,646	9,800	33,446	20,986
	決定価格（千円）	466,599	185,128	651,727	42,463	130,105	172,568
30	棟数（棟）	37	18	55	46	3	49
	面積（㎡）	3,887	2,316	6,203	3,755	322	4,077
	㎡当り単価（円）	78,112	73,571	76,417	15,364	13,522	15,218
	決定価格（千円）	303,622	170,390	474,012	57,691	4,354	62,045

資料：各年度 概要調書第31表～第34表

10. 都市計画税に関する調（法定免税点以上）

区 分 価 格 等			地 積（千㎡）	決 定 価 格	課 税 標 準 額
			床面積（㎡）	（千円）	（千円）
土 地	宅 地 等	宅 地	1,776	52,809,639	24,243,772
		そ の 他	611	4,933,325	3,267,666
		小 計	2,387	57,742,964	27,511,438
	農 地		180	2,026,130	1,078,866
	計		2,567	59,769,094	28,590,304
家 屋	木 造 家 屋		478,262	11,845,773	11,845,773
	非 木 造 家 屋		335,371	15,281,968	15,281,968
	計		813,633	27,127,741	27,127,741
合 計				86,896,835	55,718,045

資料：平成30年度概要調書第53表、第54表

11. 償却資産の価格等に関する調

(単位：千円)

種 類		決 定 価 格	課 税 標 準 額	課 税 標 準 額 の 内 訳	
				課税標準の特例 規定を受けるもの	左記以外のもの
町長が価格等を決定したもの	構 築 物	5,036,203	4,960,123	44,650	4,915,473
	機 械 及 び 装 置	5,330,315	5,033,123	409,891	4,623,232
	船 舶				
	航 空 機				
	車 両 及 び 運 搬 具	14,493	14,493		14,493
	工具、器具及び備品	1,658,986	1,658,980	34	1,658,946
	調 整 額				
	小 計	12,039,997	11,666,719	454,575	11,212,144
法第389条関係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	19,554,609	18,566,434		
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	1,014,156	1,014,156		
	小 計	20,568,765	19,580,590		
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの					
合 計		32,608,762	31,247,309		
内 訳	町 分 の 額		31,247,309		
	県 分 の 額				

資料：平成30年度概要調書第70表

12. 国有資産等所在市町村交付金の状況

(ア) 調定の状況

(単位：千円・団体)

区 分	価 格	算定標準額	交付金額	団体数
交 付 金	1,508,138	331,663	4,643	1

(イ) 国有資産等所在市町村交付金の状況

(単位：千円)

区 分			国 有 資 産		公 有 資 産		交付金額計
			算定標準額	交付金額	算定標準額	交付金額	
貸付資産	住宅に係るもの	1/6適用			193,995	2,716	2,716
		1/3適用					
		2/5適用			137,668	1,927	1,927
	住宅以外のもの						
計			0	0	331,663	4,643	4,643

(注) 1/6適用：小規模住宅用地、1/3適用：一般住宅用地、2/5適用：住宅

資料：平成30年度概要調書第89表

13. 固定資産基準地等価格一覧表

■ 地価公示価格（基準日：各年1月1日）

（単位：円/㎡）

所 在	25	26	27	28	29	30
中央台1丁目14-11		68,700	68,700	68,700	68,900	69,000
東酒々井一丁目1-217	62,600	62,100	62,000	62,000	62,100	62,400
中川字苗代場328	58,100	57,700	57,600	57,600	57,600	57,600
本佐倉字北押出し263-196	33,300	32,200	31,600	31,300	31,300	31,100
馬橋字中之尾余673-3（調整区域）	19,500	18,800	18,300	17,800	17,600	17,400
下岩橋字作畑262-7	25,800	25,300	25,000			
下岩橋字東新田301-4				34,000	34,000	34,000
酒々井字上宿1632-7		33,000	32,900	32,900	32,900	32,900

■ 県基準地価格（基準日：各年7月1日）

（単位：円/㎡）

所 在	25	26	27	28	29	30
中央台2丁目14-10	66,300	66,300	66,300	66,700	66,900	67,000
上岩橋字岩崎348-5	48,300	48,000	47,900	47,800	47,800	47,800
東酒々井四丁目4-145	57,600	57,600	57,600	57,600	57,700	57,800
上本佐倉一丁目6-4	30,000	29,600	29,500	29,500	29,300	29,100
尾上字馬場354（調整区域）	8,200	8,100	8,100	8,100	8,050	8,000
中央台1丁目29-4				85,500	85,600	85,600

■ 固定資産税基準地等評価額（平成30年1月1日）

基 準 地 の 所 在	評価額（円/㎡）
酒々井字横町（町道02-009号線付近）	17,900
酒々井字下宿（県道宗吾酒々井線付近）	23,600
上本佐倉字中宿（町道02-011号線付近）	18,800
本佐倉字北押出し（成城台団地）	21,400
本佐倉字南押出し（町道3B-080号線付近）	12,700
馬橋字中之尾余（町道3B-141号線付近）	12,100
尾上字柳作（国道296号線付近）	12,100
墨字仲之尾余（町道3B-046号線付近）	5,700
中川字埜原谷津（国道51号線付近）	41,000
上岩橋字中川（町道02-005号線付近）	33,400
柏木字鶴巻（町道01-003号線付近）	11,200
下岩橋字溜ノ台（町道01-001号線付近）	24,900
伊篠字大日（国道51号線付近）	17,500
伊篠新田字井戸台（町道2B-010号線付近）	6,300
上本佐倉一丁目（国道51号線付近）	22,700
東酒々井一丁目（町道01-007号線付近）	53,900
東酒々井三丁目（町道2B-065号線付近）	38,600
東酒々井五丁目（町道01-007号線付近）	40,900
中央台1丁目（町道01-006号線付近）	59,800
中央台2丁目（町道02-008号線付近）	47,300
中央台4丁目（町道02-008号線付近）	44,600
ふじき野一丁目（町道2B-288号線付近）	34,500